

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と阿南市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、甲が管理する施設の指定避暑避難施設としての指定及び運用に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 名称

二 共用部分

（開放可能日等）

第4条 対象施設の開放可能日、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数等は、次に掲げるとおりとする。

一 開放可能日 熱中症特別警戒情報の運用期間（4月の第4水曜日から10月第4水曜日まで。運用期間の変更があった場合には、当該変更後の運用期間）のうち、○曜日～○曜日

二 開放可能時間帯 午前○時～午後○時

三 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人 ○〇人

（施設の管理）

第5条 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の共用部分を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、対象施設の共用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生じるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第6条 乙は、徳島県を対象とする熱中症特別警報情報の発表を知ったときは、原則としてその旨を速やかに甲に伝達するものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときその他当該熱中症特別警報情報の発表を知ったときは、当該熱中症特別警報情報の発表期間中、第4条に定める開放可能日等において、対象施設の共用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとする。

4 甲は、第2項による対象施設の開放中において、対象施設に滞在する者から体調不良に係る申し出があったとき又は対象施設に滞在する者の体調に著しい異変が生じたことを知ったときは、

飲料水の提供、救急要請その他の応急対応を行うものとする。

5 甲は、前2項による対応を行うにあたり、必要に応じて乙に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第7条 甲は、熱中症特別警報情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、対象施設の開館日における開館時間において、対象施設の共用部分を一般に開放するよう努めるものとする。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により共用部分を一般に開放する場合において準用する。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく指定暑熱避難施設の指定及び運用に要する光熱水費その他の費用は、甲が負担する。

(変更の協議)

第9条 甲は、この協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、この協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所
管理者名
代表者

乙 阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市長 岩佐 義弘